

議案第 68 号

里庄町行政改革審議会条例の制定について

里庄町行政改革審議会条例を別紙のとおり定める。

平成 27 年 12 月 7 日提出

里庄町長 大内 恒章

(提案理由)

効率的な町政の実現を推進するために、里庄町行政改革審議会を設置することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき条例を制定する必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

里庄町行政改革審議会条例

(目的及び設置)

第 1 条 社会経済情勢の変化に対応した簡素にして効率的な町政の実現を推進するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、里庄町行政改革審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 行政改革に関する事項の調査及び審議
- (2) 行政改革の推進に関する助言
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか行政改革に関し必要な事項

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 15 名以内で構成する。

2 委員は、町議会議員、一般住民、関係各種団体の役職員、学識経験者、関係行政機関の職員その他町長が適当と認める者から、町長が委嘱する。

(任期)

第 4 条 委員は、当該諮問にかかる審議が終了したときは解任されるものとする。

(会長及び副会長)

第 5 条 審議会に会長及び副会長各 1 人を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が必要に応じ招集し、会議の議長は会長がこれに当たる。

- 2 会議は、構成委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(庶務)

第 7 条 審議会の庶務は、行政改革を主管する課において処理する。

(規則への委任)

第 8 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(会議の招集の特例)

2 第5条第1項の規定にかかわらず、最初に開かれる審議会及び会長が就任するまでの間に開催される審議会は、町長が招集する。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和36年里庄町条例第16号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

振興計画審議会委員	日額	5,000円
-----------	----	--------

を

」

「

振興計画審議会委員	日額	5,000円
行政改革審議会委員	日額	5,000円

に改める。

」